



投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026.02.16

ニッセイ・円建てグローバル社債／ バランスファンド2026-03 愛称:まもるとふやす4

単位型投信／海外／資産複合／特殊型(条件付運用型)



当ファンドは、
特化型運用を行います。

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれてありますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

●委託会社の情報 (2025年11月末現在)

委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社	資 本 金 100億円
設立年月日 1995年4月4日	運用する 投資信託財産の 合計純資産総額 10兆4,280億円

●商品分類等

商品分類				属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	為替 ヘッジ	特殊型
単位型	海外	資産複合	特殊型 (条件付運用型)	債券 (社債)	年1回	グローバル (日本除く)	あり (部分ヘッジ)	条件付 運用型

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対応でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ

<https://www.toushin.or.jp/> にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ・円建てグローバル社債／バランスファンド2026-03」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月13日に関東財務局長に提出しております。有価証券届出書の効力の発生の有無については、表紙に記載の委託会社のホームページでご確認いただけます。なお、当該届出の効力が発生するまでに本書の記載内容が訂正される場合があります。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます)については、委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

コンチエルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドが発行する円建て債券に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

- 当ファンドは、複数の外貨建て投資適格社債を裏付けとして円建てで発行される債券(以下「円建て債券」といいます)へ高位に投資し、約5年後の満期まで保有します。信託期間終了時の元本確保をめざすと同時に、実質的に複数の資産に分散投資をすることで高いリターンの獲得をめざします。

<当ファンドがめざす元本確保について>

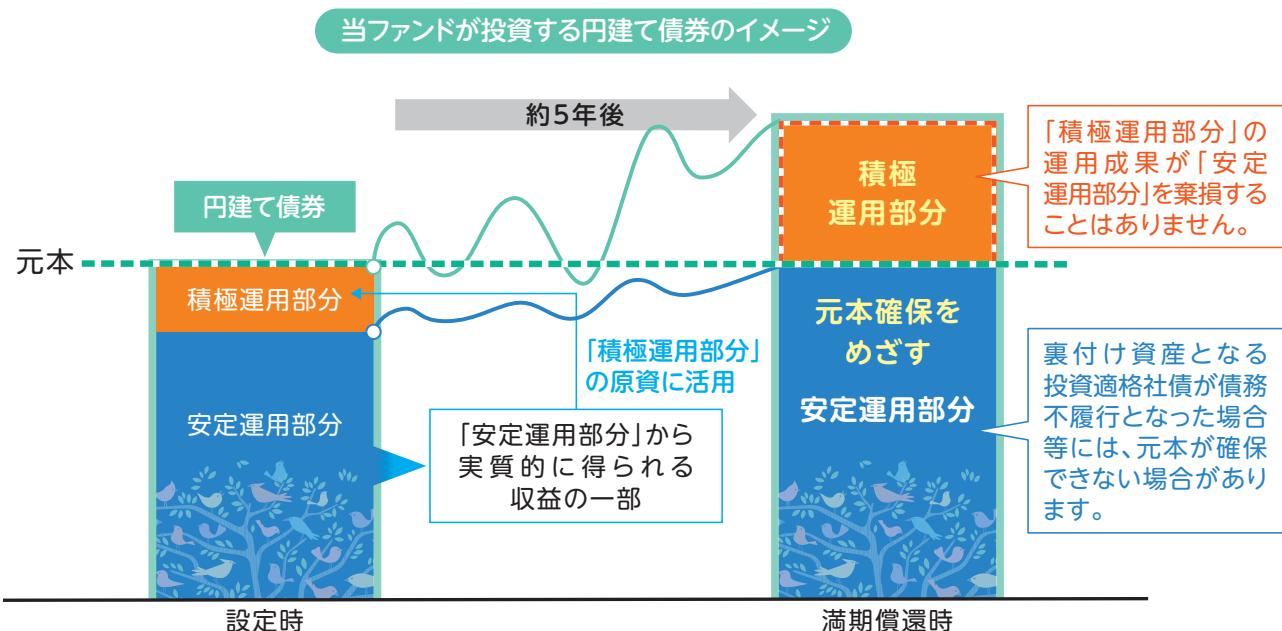
- 当ファンドは約5年後の信託期間終了時における元本確保をめざしますが、それを保証するものではありません。元本は購入時手数料を考慮しません。
- 以下のような場合には、お客様が受取る金額が元本を下回ることがあります。
 - ・円建て債券の裏付け資産となる投資適格社債が債務不履行となった場合
 - ・信託期間中に当ファンドを換金した場合
 - ・当ファンドが繰上償還された場合 等

ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える支配的な銘柄が存在、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

ファンドが実質的な投資対象とする外貨建て投資適格社債には、寄与度が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該銘柄の発行体等に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

1. ファンドの目的・特色

- 円建て債券の運用成果は、元本確保をめざす「安定運用部分」と高いリターンの獲得をめざす「積極運用部分」で構成されています。



【】「安定運用部分」「積極運用部分」の割合は、当ファンド設定時における投資適格社債の利回り等によって決定されます。信託期間中に当ファンドを換金した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、お客様が受取る金額が元本を下回る場合があります。

- 「安定運用部分」は、ニッセイアセットマネジメントが銘柄選定した期間約5年の外貨建て投資適格社債に分散投資し、実質的に為替ヘッジ(対円)され、原則として投資適格社債の満期まで保有することによって元本確保をめざします。

● 裏付けとする投資適格社債が格下げされた場合でも、原則として信託期間中の銘柄入替えは行いません。

- 「積極運用部分」は、「安定運用部分」から実質的に得られる収益(利金、償還差損益)の一部を活用しシティグループが算出する合成指数*に投資を行い、高いリターンの獲得をめざします。なお、「積極運用部分」の運用成果が「安定運用部分」を棄損することはありません。

*合成指数はニッセイUSバランスVT7指数(以下「VT7指数Ⅱ」といいます)です。

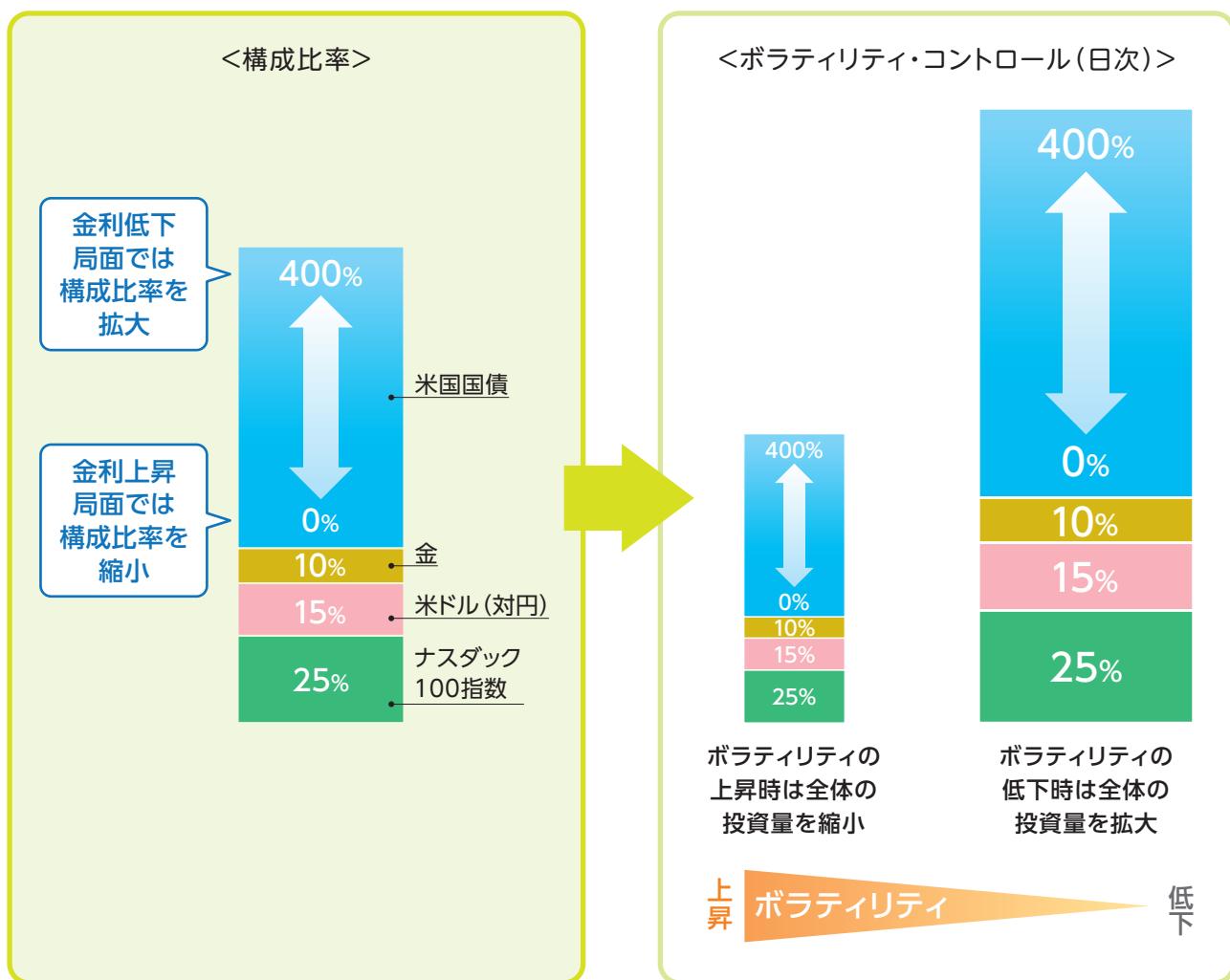
- 「積極運用部分」については、投資対象資産のパフォーマンスを受取る契約をシティグループのロンドン法人であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドと締結することにより、投資対象資産を保有することなく実質的に投資を行っていることと同等の投資効果を享受できる取引を活用します。ただし、「積極運用部分」の評価額が積極運用開始時から一定程度*上昇した場合においては、倍率が12倍程度から引下げられます。なお、当ファンドの日々の値動きがVT7指数Ⅱの日次騰落率の12倍となるわけではありません。
- VT7指数Ⅱが一日で一定程度*下落した場合は、「積極運用部分」の評価額はゼロとなり、信託期間終了時まで円建て債券は「安定運用部分」のみでの運用となります。

*各々の「一定程度」の水準については、運用状況等により変動するため事前に記載することはできません。

- VT7指数Ⅱは、4つの資産で構成されます。各資産の構成比率は、NASDAQ100指数、米ドル(対円)、金は固定、米国国債はニッセイアセットマネジメントの指図により金利動向に応じて0%から400%の範囲内で機動的に変更します。加えて、年率ボラティリティが7%になることをめざして、全体の投資量を調整します。

■ ボラティリティは資産価格の変動の度合いを示す指標で、上昇すると価格の変動率が大きくなり、低下すると価格の変動率が小さくなります。年率7%はボラティリティ水準の目標値であり、常に水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも保証するものではありません。また、年率7%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

【VT7指数Ⅱ 構成比率とボラティリティ・コントロール】



上記はVT7指数Ⅱの構成比率とボラティリティ・コントロールを表したイメージ図であり、すべての特徴を網羅したものではありません。

NASDAQ100指数:米国大型テクノロジー株式トラッカーシリーズ1インデックス、米ドル(対円):為替JPY 1M マーケット・トラッカーワンインデックス、金:コモディティ・ベンチマーク・MONOインデックス・ゴールド、米国国債:ニッセイUSショート/ロングターム・ボンド・トレジャリー・マネージド・インデックス

1. ファンドの目的・特色

円建て債券の概要

発行形態	ユーロ円債
発行主体	コンシェルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッド
償還期間	約5年
発行価格	100
償還価格	「安定運用部分」と「積極運用部分」を合わせた価格

シティグループのご紹介

シティグループは、国際取引を必要とするお客様のための卓越した金融パートナー、ウェルス・マネジメント分野のグローバルリーダーであり、米国市場で高く評価されているパーソナル・バンкиング事業を展開している金融機関です。世界約160の国と地域において、個人、法人、政府機関などのお客様に幅広い金融商品とサービスを提供しています。

100年以上前に日本に参入し、以来、政府機関、金融機関、事業法人、機関投資家など、日本のお客様のあらゆるファイナンスのニーズにお応えしています。

コンシェルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドのご紹介

コンシェルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドは、債券を発行することを主な業務とする特別目的事業体です。

●シティグループおよびコンシェルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドの免責条項

シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークです。「ニッセイ・円建てグローバル社債／バランスファンド2026-03」(以下「本商品」といいます)は、シティグループまたはコンシェルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドによって支援、承認、販売または促進されておらず、またシティグループおよびコンシェルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドは、本商品に対して投資することの推奨性について、一切の表明を行っていません。シティグループおよびコンシェルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドは、商品性および特定の目的または使用に関する適合性の保証を含む(ただし、これらに限られない)一切の明示または黙示の保証を行っていません。いかなる場合であっても、シティグループおよびコンシェルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドは、シティグループまたはコンシェルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドのデータおよび情報の使用に関連して、直接損害、間接損害、特別損害または派生的損害に対して、一切責任を負いません。

●年1回決算を行います。信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。

- 毎年3月21日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

・初回決算日は、2027年3月23日とします。

■将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

● ファンドの仕組み



● 主な投資制限

株式	株式等への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

● 収益分配方針

- 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
 - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
・信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。
- ! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

● 主な変動要因

安定運用部分に関するリスク	「安定運用部分」では、ファンドの信託期間終了時の元本 [*] 確保をめざす運用を行いますが、以下のリスクがあるため、信託期間中にファンドを換金した時や信託期間終了時に投資した元本を下回る場合があります。 ※元本は購入時手数料を考慮しません。	
	債券投資リスク	債券の金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。 債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
積極運用部分に関するリスク	為替変動リスク	投資対象とする円建て債券では、原則として実質的にファンドの信託期間(約5年)に応じた長期間での為替ヘッジ(対円)を行うことにより、為替変動リスクの低減をめざします。ただし、当該取引により、信託期間中における為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、信託期間中は金利等の変動により当該取引にかかる評価損益が変動し、ファンドの基準価額を変動させる要因となります。
	価格変動リスク	VT7指数IIの実質的な構成対象国・地域の経済情勢、資本規制、税制、取引規制また対円での為替変動等の要因によって指数は変動します。指数が下落する場合、ファンドの資産価値が減少する要因となることがあります。
	レバレッジリスク	VT7指数IIの日次騰落率にレバレッジをかけるため、VT7指数IIの日次騰落率の動きに比べファンドの値動きは大きくなることがあります。
		「積極運用部分」の投資元本が棄損し、投資元本が減少したのちにVT7指数IIが上昇する局面においては、当初想定していた運用成果に比べ、その上昇幅は緩やかになる可能性があります。
		VT7指数IIが一日で一定程度 [*] 下落した場合は、「積極運用部分」の評価額はゼロとなり、ファンドの信託期間終了時まで円建て債券は「安定運用部分」のみでの運用となります。 ※一定程度の水準については、運用状況等により変動するため事前に記載することはできません。

繰上償還リスク	シティグループやコンチエルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドなどのファンドが投資対象とする円建て債券の組成・運用に関する会社が経営破綻するなどにより当該債券が存続しないこととなる場合には、ファンドは繰上償還となります。 また、委託会社(ニッセイアセットマネジメント)とシティグループとのVT7指数IIにかかる契約終了等の事由により同指数を使用できなくなることを要因として、円建て債券が同債券の運用方針にそった運用ができず存続しないこと(同債券の繰上償還)となる場合には、ファンドは繰上償還となります。
流動性リスク	投資対象資産の市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドが実質的な投資対象とする外貨建て投資適格社債には、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える、または超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該銘柄の発行体等に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。
- 分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・支払われる分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部戻しに相当する金額についても課税されます。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

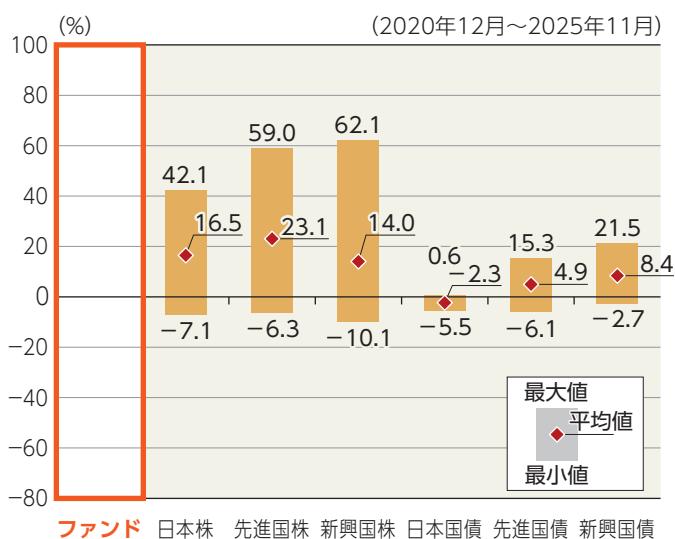
2.投資リスク

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



グラフ②は、ファンドおよび代表的な資産クラスにおいて、過去5年の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。ただし、ファンドについては2026年3月31日から運用を開始する予定のため、記載すべき事項はありません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指標>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指標を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)の指標値および同指標にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指標で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3. 運用実績

● 基準価額・純資産の推移

ファンドは、2026年3月31日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 分配の推移

ファンドは、2026年3月31日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

ファンドは、2026年3月31日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 年間收益率の推移

ファンドは、2026年3月31日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

■ ファンドの運用実績については、委託会社のホームページで開示される予定です。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入の申込期間	2026年3月2日から2026年3月30日まで ●2026年3月31日以降は、購入の申込みの受付けを行いません。
	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	1口当たり1円とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込について	換金申込締切時間	換金については、原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、換金申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	換金申込不可日	換金申込日が次のいずれかと同日の場合は、申込みの受付けを行いません。 ・換金申込日の翌営業日が円建て債券の買取申込不可日 ・換金申込日の翌々営業日がロンドンの銀行休業日 ・換金代金の支払い等に支障をきたすおそれがあるとして委託会社が定める日
	換金制限	ありません。
	換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた換金の申込みの受付けを取消すことがあります。
決算・分配	決算日	3月21日（該当日が休業日の場合は翌営業日） ●初回決算日は、2027年3月23日とします。
	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

お申込みメモ

その他	信託期間	2031年3月20日まで（設定日:2026年3月31日）
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> 投資対象とするコンチエルト・インベストメント・コーポレーション・リミテッドが発行する円建て債券が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 受益権の口数が50億口または純資産総額が50億円を下回っている場合、シティグループが算出するVT7指数Ⅱに重大な変更が生じるまたは算出・公表が停止された場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることができます。
	信託金の限度額	1,000億円とします。
	公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。
	課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となります、当ファンドは、NISAの対象ではありません。</p>

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時	購入時手数料	<p>購入価額(1口当たり1円)に3.3% (税抜3.0%)を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。</p> <p>●詳しくは販売会社にお問合せください。</p>	<p>▶ 購入時手数料: 購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p>														
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3% をかけた額とします。															
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの元本総額に年率0.902% (税抜0.82%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <p>信託報酬率(年率・税抜)の配分</p>	<p>▶ 運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の元本総額 ×信託報酬率(年率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>支払先</th><th>年率</th><th>役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">信託報酬率(年率・税抜)の配分</td><td>委託会社</td><td>0.35%</td><td>ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>0.45%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.02%</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table> <p>・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。</p>		支払先	年率	役務の内容	信託報酬率(年率・税抜)の配分	委託会社	0.35%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.45%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.02%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	年率	役務の内容														
信託報酬率(年率・税抜)の配分	委託会社	0.35%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価														
	販売会社	0.45%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価														
	受託会社	0.02%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価														
	監査費用	ファンドの元本総額に年率0.011% (税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	<p>▶ 監査費用: 公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用</p>														

!当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
随 時	その他の費用・手 数 料	<p>・ファンドが投資対象とする円建て債券の発行時に、100,000米ドル程度の費用がかかります。また、VT7指数Ⅱの維持・管理および「積極運用部分」が「安定運用部分」を棄損させないための費用として、毎日、VT7指数Ⅱの日次収益率に対し年率1.5%が控除されます。この年率1.5%の控除率には、VT7指数Ⅱの資産構成を指図する役務としてニッセイアセットマネジメントが受取る年率0.15%の対価が含まれています。その他、VT7指数Ⅱ内における取引等の費用がかかりますが、当該費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。なお、当該債券の価格は、これらの費用を控除したのちに算出されます。</p> <p>・有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p>

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時		換金(解約)時および償還時	
所得税 および 地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%	所得税 および 地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315%

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



 ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。